

## 愛媛県弓道連盟ハラスメント防止規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛媛県弓道連盟会員の利益を保護し、会員が弓道の日常の修練及び、競技会並びに審査会等の弓道に関する事業(以下弓道活動という)に安心して関わることを目的として、各種ハラスメントの防止及び排除のための措置並びに各種ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。なお、定めのないものは(公財)全日本弓道連盟の定める倫理に関するガイドラインを準用するものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パワー・ハラスメント 段位や年齢等の地位や人間関係などの優位性を背景に、弓道の範囲を超えて、精神的・肉体的苦痛を与える、又は弓道活動を悪化させる行為
- (2) パワー・ハラスメントに起因する問題 パワー・ハラスメントのため会員が精神的・肉体的苦痛を受け、弓道活動が害されること及びパワー・ハラスメントへの対応に起因して会員が不利益を受けること。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる弓道活動における性的な言動及び会員が他の会員を不快にさせる弓道活動外における性的な言動
- (4) セクシュアル・ハラスメントに起因する問題 セクシュアル・ハラスメントのため会員の弓道活動が害されること及びセクシュアル・ハラスメントへの対応に起因して会員が不利益を受けること。

(会員の責務)

第3条 会員は、次条の指針の定めるところに従い、各種ハラスメントをしないように注意しなければならない。

- 2 愛媛県弓道連盟理事以上の役員は、良好な弓道活動を確保するため、日常の弓道修練を通じた指導等により各種ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、各種ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(会員に対する指針)

第4条 愛媛県弓道連盟会長は、各種ハラスメントをしないようにするために会員が認識すべき事項及び各種ハラスメントに起因する問題が生じた場合において、会員に望まれる対応等について、指針を定めるものとする。

(苦情相談への対応)

第5条 愛媛県弓道連盟会長は、各種ハラスメントに関する苦情の申出及び相談(以下「苦情相談」という。)が会員からなされた場合に対応するため、苦情相談を受ける会員(以下「相談員」という。)を配置する。

- 2 相談員は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者に対する助言等により、理事長と連携・協調して、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めなければ

ならない。

- 3 愛媛県弓道連盟構成の各支部において、それぞれ相談員を置くことが望ましい。
- 4 (公財)全日本弓道連盟にハラスメント問題等の相談窓口が設置されているため、相談員は留め置くことなく直ちに相談をあげ、合わせて理事長に報告を上げていくこととする。

#### 附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(別紙)

各種ハラスメントをなくすために会員が認識すべき事項についての指針

第1 各種ハラスメントをしないようにするために会員が認識すべき事項

1 意識の重要性

各種ハラスメントをしないようにするためには、会員一人ひとりが、次の事項の重要性について十分認識しなければならない。各種ハラスメントは時間、場所を限定しないため、会員が通常弓道関係活動をしている時間、場所以外であっても弓道での上下関係や人間関係が実質的に存続する場合には、そこでの各種ハラスメントも対象となる。

- (1) お互いの人格を尊重しあうこと。
- (2) お互いが大切なパートナーであるという意識を持つこと。
- (3) 指導者と指導を受ける者の関係であっても、人間関係の上下ではない意識を持つこと。
- (4) 弓道における段位・経験が日常の人間関係の上下にならないことを認識すること。
- (5) 相手の性格などを考慮し、自分の行動を相手がどのように感じるかを認識すること。
- (6) 日頃から支部内でコミュニケーションを図り、気持のわかり合える関係作りに努めること。
- (7) 相手を性的な関心の対象としてのみ見る意識をなくすこと。
- (8) 異性を劣った性として見る意識をなくすこと。

2 基本的なパワー・ハラスメントの心構え

会員は、パワー・ハラスメントに関する次の事項について十分認識しなければならない。

- (1) パワー・ハラスメントは、誰でも被害者になり、加害者になる可能性があること。
- (2) 相手が拒否し、又は嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を決して繰り返さないこと。
- (3) パワー・ハラスメントであるか否かについて、相手からいつも意思表示があるとは限らないこと。

パワー・ハラスメントを受けた会員が、弓道での人間関係等を考え、拒否することができないなど、相手からいつも明確な意思表示があるとは限らないことを十分認識する必要がある。

3 基本的なセクシュアル・ハラスメントの心構え

会員は、セクシュアル・ハラスメントに関する次の事項について十分認識しなければならない。セクシュアル・ハラスメントの受け手は男性から女性に限定されず、女性から男性、女性から女性、男性から男性への言動もセクシュアル・ハラスメントになり得る。

- (1) 性に関する言動に対する受け止め方には個人間や男女間で差があり、セクシュアル・ハラスメントに当たるか否かについては、加害者の意識に関わらず相手の判断によってのみ決まる。性的な関心や欲求に基づく言動のほか、性別により役割を分担すべきとする意識又は性的指向及び性自認に関する偏見に基づく言動も対象となる。

具体的には、次の点について注意する必要がある。

ア 親しさを表すつもりと言動であったとしても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまう場合があること。

イ 不快に感じるか否かには個人差があること。

ウ この程度のことは相手も許容するだろうという勝手な憶測をしないこと。

エ 相手との良好な人間関係ができていると勝手な思い込みをしないこと。

(2) 相手が拒否し、又は嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を決して繰り返さないこと。

(3) セクシュアル・ハラスメントであるか否かについて、相手からいつも意思表示があるとは限らないこと。

セクシュアル・ハラスメントを受けた会員が、弓道での人間関係等を考え、拒否することができないなど、相手からいつも明確な意思表示があるとは限らないことを十分認識する必要がある。

(4) 弓道におけるセクシュアル・ハラスメントにだけ注意するのでは不十分であること。

例えば、弓道での人間関係がそのまま持続する酒席の場等において、会員が他の会員にセクシュアル・ハラスメントを行うことは、弓道での人間関係を損ない弓道活動を害するおそれがあることから、弓道活動外におけるセクシュアル・ハラスメントについても十分注意する必要がある。

#### 4 パワー・ハラスメントになり得る言動

パワー・ハラスメントになり得る言動を例示する。

##### (1) 暴力に関すること

- ・ 暴力を振るう
- ・ 弓矢を向けて、叱る
- ・ 机を叩く、椅子を蹴るなどして威圧する
- ・ 書類等で頭をはたく
- ・ 胸ぐらをつかむ
- ・ 乱暴な言葉づかいをする
- ・ 大声で怒鳴る
- ・ 長時間苦情を言ったり、叱責をする

##### (2) 弓道に関すること

- ・ 希望しているにも関わらず指導しない
- ・ 希望していないにも関わらず指導する
- ・ 自身の弓道観や取り組みを強要する
- ・ 必要なものや情報を与えない
- ・ 合理的な理由無く、一人だけ弓道活動に呼ばない、参加させない。

##### (3) 人格に関すること

- ・ 恥をかかせるような叱り方をする
- ・ 人格を傷つけるような叱責をする
- ・ 大勢の前で謝罪をさせる
- ・ 無視をする
- ・ 年齢や身体的特徴のことなどで人格を否定する

#### (4) その他

- ・ 会員の職場に押し掛け、または電話で話し、業務を中断させる。
- ・ 会員の自宅等に押し掛け、または電話で長時間説明を求めるなどする。
- ・ 弓道場その他の場所で、第三者が関われない状態で長時間にわたり説明を求めるなどする。
- ・ 他の会員に対して、会員を中傷する言動を繰り返す。
- ・ 弓道活動等であった、小さなミスを繰り返し非難する
- ・ プライベートなことに言及する

#### 5 セクシュアル・ハラスメントになり得る言動

セクシュアル・ハラスメントになり得る言動を例示する。

##### (1) 弓道活動で起こりやすいもの

###### ア 性的な内容の発言

###### (ア) 性的な関心及び欲求に基づくもの

- ・ スリーサイズを聞くなど身体的特徴を話題にすること。
- ・ 聞くに耐えない卑わいな冗談を交わすこと。
- ・ 体調が悪そうな女性に「今日は生理日か」、「もう更年期か」などと言うこと。
- ・ 性的な経験や性生活について質問すること。
- ・ 性的な噂を立てたり、性的なからかいの対象とすること。

###### (イ) 性別により差別しようとする意識等に基づくもの

- ・ 「男のくせに根性がない」、「女には任せられない」、「女性は花でありさえすればよい」などと発言すること。
- ・ 「男の子、女の子」、「僕、坊や、お嬢さん」、「おじさん、おばさん」などと人格を認めないような呼び方をする事。
- ・ 性的指向や性自認をからかいやいじめの対象とすること。

###### イ 性的な行動

###### (ア) 性的な関心、欲求に基づくもの

- ・ 指導の一環で相手の承認無く身体に接触すること
- ・ 指導の一環で相手の承認があっても、長時間にわたって身体に接触したり、指導に関係の無いと思われる部位を接触すること
  - ・ 卑猥な映像・画像を周囲に見える状態にしておくこと
  - ・ 身体を執拗に眺め回すこと。

- ・ 食事やデート等にしつこく誘うこと。
- ・ 性的な内容の電話・手紙・Eメール・SNSで連絡すること。
- ・ 身体に不必要に接触すること。
- ・ 更衣室等をのぞき見すること。

(2) 主に弓道活動外で起こるもの

ア 性的な関心、欲求に基づくもの

- (ア) 性的な関係を強要すること。
- (イ) ストーカー行為を行うこと。

イ 性別により差別しようとする意識等に基づくもの

- (ア) カラオケでのデュエットを強要すること。
- (イ) 酒席で、指導者の側に座席を指定したり、お酌やチークダンス等を強要すること。

## 6 懲戒処分

各種ハラスメントの態様等によっては信用失墜行為、指導者としてふさわしくない非行などに該当して、愛媛県弓道連盟懲戒規程に基づき懲戒を行う。

## 第2 愛媛県弓道連盟の構成員として良好な弓道活動を確保するために認識すべき事項

本連盟の活動はその構成員である会員の協力の下に形成される部分が多いことから、ハラスメントにより弓道活動が害されることを防ぐため、会員は、次の事項について、積極的に意を用いるように努めなければならない。

### 1 愛媛県弓道連盟の各種ハラスメントについて問題提起する会員をトラブルメーカーと見たり、各種ハラスメントに関する問題を当事者間の個人的な問題として片付けないこと。

支部内におけるミーティングを活用するなどにより解決することができる問題については、問題提起を契機として、良好な弓道活動の確保のために皆で取り組むことを日頃から心がけることが必要である。

### 2 愛媛県弓道連盟から各種ハラスメントに関する問題の加害者や被害者を出さないようにするために、周囲に対する気配りをし、必要な行動をとること。

具体的には、次の事項について十分留意して必要な行動をとる必要がある。

#### (1) 各種ハラスメントが見受けられる場合は、弓道の仲間として注意を促すこと。

各種ハラスメントを契機として、弓道活動に重大な悪影響が生じないうちに、機会をとらえて弓道の仲間として注意を促すなどの対応をとることが必要である。

#### (2) 被害を受けていることを見聞きした場合には、声をかけて相談に乗ること。

被害者は、「トラブルメーカーとのレッテルを貼られたくない」、「いやがらせを受けるかもしれない」などとの考えから、他の人に対する相談をためらうことがある。被害を深刻にしないように、気が付いたことがあれば、声をかけて気軽に相談に乗ることも大切である。

### 3 愛媛県弓道連盟内において各種ハラスメントがある場合には、第三者として気持ちよく弓

道活動ができる環境づくりをする上で、相談員や(公財)全日本弓道連盟のハラスメント問題等の相談窓口相談するなどの方法をとることをためらわないこと。

### 第3 各種ハラスメントに起因する問題が生じた場合において会員に望まれる事項

#### 1 基本的な心構え

会員は、各種ハラスメントを受けた場合にその被害を深刻にしないために、次の事項について認識しておくことが望まれる。

##### (1) 一人で我慢しているだけでは、問題は解決せず、再生産される恐れがあること。

各種ハラスメントを無視したり、受け流したりしているだけでは、必ずしも状況は改善されないということをまず認識することが大切である。

##### (2) 各種ハラスメントに対する行動をためらわないこと。

「トラブルメーカーというレッテルを貼られたくない」、「いやがらせを受けるかもしれない」などと考えがちだが、被害を深刻なものにしない、他に被害者をつくらない、さらには各種ハラスメントをなくすことは自分だけの問題ではなく良好な弓道活動の形成に重要であるとの考えに立って、勇気を出して行動することが求められる。

#### 2 各種ハラスメントによる被害を受けたときに望まれる対応

会員は各種ハラスメントを受けた場合、次のような行動をとるよう努めることが望まれる。

##### (1) 嫌なことは相手に対して明確に意思表示をすること。

各種ハラスメントに対しては、拒否や抗議等明確な意思表示をすることにより、加害者に対してその言動が各種ハラスメントに該当することを気づかせることが大切である。

##### (2) 信頼できる人に相談すること。

まず、会員や知人等身近な信頼できる人に相談することが大切である。各支部内において解決することが困難な場合には、相談員に相談する方法を考える。

なお、相談するに当たっては、各種ハラスメントが発生した日時、内容等について記録を残しておく必要がある。

(公財)全日本弓道連盟にはハラスメント問題等の相談窓口があるため、個別に相談することを推奨する。